

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第1回議事録

消費者庁食品表示企画課

第1回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成29年4月26日（水）10:00～11:43
場 所：三田共用会議所 大会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 検討会の設置について

4. 遺伝子組換え食品の表示制度を巡る情勢について

5. 調査結果について

6. その他

7. 閉 会

○吉井審議官 それでは、これから第1回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

私は消費者庁審議官の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方を御紹介するまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

委員の皆様方には、大変御多忙のところ委員の御就任を快くお引き受けいただくとともに、本日御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

初めに、松本内閣府特命担当大臣から御挨拶をさせていただきます。

○松本内閣府特命担当大臣 皆さん、おはようございます。消費者及び食品安全を担当する内閣府特命担当大臣の松本純でございます。

皆様方におかれましては、常日頃より消費者行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

また、御多忙のところ、本検討会への御参画、御出席をいただき、ありがとうございます。重ねて心より感謝申し上げたいと思います。

遺伝子組換え表示制度につきましては、平成27年3月に閣議決定されました消費者基本計画におきまして、食品表示一元化の検討過程で積み残された課題の1つとして位置付けられ、順次、実態を踏まえた検討を行うこととされております。この遺伝子組換え表示制度の検討につきましては、昨年来の国会での議論におきましても、表示対象品目の拡大や意図せざる混入率の問題などにつきまして、諸外国の制度と比較しながら多くの議員から問題提起がなされるなど、国民の関心、注目度が非常に高い分野であると考えております。

本検討会に先立ち、昨年度、消費者庁におきましては分別生産流通管理等の実態調査、科学的な表示対象品目の検証、そして消費者意向調査などの必要な調査を実施いたしまして、準備を進めてまいりました。委員の皆様方には、これらの調査結果や諸外国の制度を参考にしていただいて、消費者の理解や事業者の実行可能性など、あらゆる角度から遺伝子組換え表示制度がますます消費者の自主的かつ合理的な選択に資するものとなるよう、遺伝子組換え表示制度のあり方について御議論をいただきたいと考えております。

そして、その御議論の結果について、本年度末を目指して取りまとめをお願いしたいと考えております。

最後になりましたが、委員の皆様方の活発な御議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○吉井審議官 ありがとうございました。

なお、松本大臣は公務の都合によりまして、ここで中座をさせていただきます。

(松本内閣府特命担当大臣 退室)

○吉井審議官 ここで、カメラの方につきましては御退席をお願いいたします。報道関係の方は傍聴席へお移りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(カメラ退室、傍聴席へ移動)

○吉井審議官 続きまして、本検討会の座長でございますが、湯川委員にお願いをするこ

ととしております。湯川座長から一言、御挨拶をいただきたいと思います。

○湯川座長 おはようございます。座長を務めさせていただきます湯川です。

食品のインターネット販売に係る情報提供に関する懇談会では、何人かの委員の方々とも既に一緒に仕事をさせていただいております。

私自身は、特に遺伝子組換え技術の専門家ということではありません。農林水産省に勤務していた際、表示行政に携わった経験があり、どのようにして表示制度を普及し、あるいはそれを定着させていくかというところを中心に仕事をしてまいりました。いろいろ表示制度について制度面を中心に仕事をしてきましたので、そういった経験を活かし皆さんのお話をよく聞き、まとめていきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介をさせていただきたいと思います。五十音順に御紹介をさせていただきたいと思います。

今村委員でございます。

○今村委員 奈良医大の今村です。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 江口委員でございます。

○江口委員 日本スーパーマーケット協会の江口です。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 神林委員でございます。

○神林委員 全農の神林と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 近藤委員でございます。

○近藤委員 国立医薬品食品衛生研究所の近藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 澤木委員でございます。

○澤木委員 全国消費生活相談員協会の澤木と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 武石委員でございます。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 立川委員でございます。

○立川委員 名古屋大学の立川と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 夏目委員でございます。

○夏目委員 全国地域婦人団体連絡協議会の夏目でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 松岡委員でございます。

○松岡委員 日本消費者協会の松岡と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉井審議官 続きまして、消費者庁からの出席者を紹介いたします。

消費者庁次長の川口でございます。

食品表示企画課長の赤崎でございます。

食品表示企画課総括課長補佐の西川でございます。

食表示企画課課長補佐の蓮見でございます。

それでは、これから進行は湯川座長にお願いをいたします。

○湯川座長 改めましてよろしくお願ひいたします。

それでは、机上に資料が配付されておりますので、その資料の確認から始めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○赤崎課長 事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております配付資料一覧とあわせて御確認願います。

まず議事次第、座席表、資料1「遺伝子組換え表示制度に関する検討会開催要領」。

資料2「遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢」。

資料3「遺伝子組換えに関する表示対象品目の検証の概要」。

資料4「遺伝子組換え表示制度に係る分別生産流通管理等の実態調査の概要」。

資料5「遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査の概要」。

資料6「EUにおける遺伝子組換え食品の表示及び監視の状況調査の結果について」。

以上が本日の資料でございます。落丁等がございましたら事務局に御連絡をお願いいたします。

○湯川座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事を進めてまいります。議事次第3「検討会の設置について」に関して事務局から説明をお願いします。

○赤崎課長 それでは、お手元の資料1をごらんいただきますようお願いします。この検討会の開催要領でございます。

まず「第1 趣旨」でございます。この遺伝子組換え表示のあり方については、食品表示法の制定過程における食品表示一元化検討会でも検討を行い、当時パブコメでも意見募集等を行っております。この報告では積み残し課題という位置づけになりまして、一元化の機会に検討すべき事項とは別に検討すべき課題となっております。この点、消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）においても、実態を踏まえた検討を行うことと整理されております。このような経緯がございまして、消費者庁においてこの検討会を開催するということでございます。

「第2 検討項目」でございます。「（1）今後の遺伝子組換え表示の在り方」「（2）その他」でございます。幅広く委員の皆様からの御意見を伺って、議論を進めたいと思っております。

「第3 スケジュール及び進め方」でございます。先ほどの松本大臣からの御挨拶になりましたように、今年度末を目指に取りまとめを行っていただきたいと考えてございます。あと、この遺伝子組換え表示制度につきまして、今、表示義務のかかった品目があります。それに関する検証結果及び諸外国の表示制度等を踏まえて資料の御用意をさせていただいております。

「第4 委員等」でございます。検討会のメンバーは先ほど御紹介いただいたとおりでございます。座長につきましては湯川先生にお願いをしております。

あと、「（4）座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とございます。これは後ほど座長に御指名をいただければと思っております。

次のページになります。「第5運営」です。（3）にございますように、原則として公開で御議論をいただきます。（4）にございます、検討会の資料は、原則として各回終了後、公表いたします。（5）ですが、検討会の議事録につきましては、これも各回終了後、委員の了解を得た上で公表したいと考えております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの資料1の説明ですが、この開催要領につきまして御質問等ございましたらお願いいいたします。よろしいでしょうか。事前に事務局から委員の皆様には説明が行われておりますので、この内容で決定ということで進めさせていただきます。

今、赤崎課長からの説明にもありましたとおり座長代理の指名が必要になっております。遺伝子検査が御専門で、遺伝子組換え食品の分野に造詣が深い近藤委員に座長代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○湯川座長 ありがとうございます。それでは、近藤委員、よろしくお願いいいたします。

引き続きまして、議事次第4に進めてまいります。「遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢について」、5の「調査結果について」をあわせて進めていきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○赤崎課長 それでは、遺伝子組換え食品の表示制度をめぐる情勢につきまして御説明をさせていただきます。

資料2をごらんください。1ページ以降に世界の遺伝子組換え農産物の栽培状況をつけてございます。

2ページ、左側に作付面積の推移が出ております。遺伝子組換え農産物の作付面積は増加基調にありますと、2015年は1億7,970万ヘクタールとなっています。これはおおむね日本の農地面積の約40倍となっています。

主要な栽培作物は右側にございますように、大豆、とうもろこし、綿実、なたねとなっております。

3ページが栽培状況でございます。2015年のデータで見ますと、おおむね全世界約30カ国で商業栽培が行われておりますが、1位のアメリカだけで面積で見ますと約4割を占めています。上位5カ国、アメリカ、ブラジル、アルゼンチン、インド、カナダで作付面積全体の90%以上を占めています。現在のところ日本では商業栽培されている遺伝子組換え農産物はございません。

4ページ以降が我が国における遺伝子組換え表示の対象農産物の輸入量等でございます。

5ページに大豆、とうもろこしのデータをつけております。2015年のデータで見ますと、大豆はアメリカから72%、とうもろこしはアメリカから80%入っております。日本は大豆、

とうもろこしがそうですけれども、特定の国に大きく依存しておりますが、その特定の国であるアメリカの大豆で見ますと全体の94%が遺伝子組換え農産物となっております。アメリカではとうもろこしでも92%というように、GM農産物の作付割合が高いという状況でございます。

6ページはなたねと綿実でございます。2015年のデータで見ますと、なたねもカナダから88%、綿実がオーストラリアから42%、アメリカから30%入っておりますが、いずれもそれぞれの国における遺伝子組換え農産物の作付面積割合は高い数字となっております。

7ページ以降が用途別仕向量のデータでございます。

8ページが大豆でございます。上の図にありますように、2015年の大豆の国内生産量が約24万トン、輸入量が約324万トン、このうち10万トンは在庫の積み増しですので、用途別仕向量で見ますと全体で約338万トンになります。その内訳を下の円グラフでつけております。大豆の場合ほとんど、67%が搾油用でございます。餌、種子用が5%。一般食品に向けられるものが全体の28%で、さらにその内訳が右にございます。豆腐、油揚げが半分を占める。あとはみそ、納豆が多いという状況でございます。

9ページはとうもろこしの用途別仕向量でございます。2015年の国内で消費される穀物とうもろこしは、ほとんどが輸入でございます。その用途別仕向量ですが、大きな円グラフにございますように、69%が飼料用に向けられております。22%がコーンスター用ということで、これはとうもろこしのでんぶんでございます。これに向けられております。その他の食品用が9%という状況でございます。

10ページ以降が遺伝子組換え食品の安全性審査についてでございます。

11ページにございますように、我が国では安全性の審査ということで内閣府の食品安全委員会、厚生労働省でチェックしております。審査を受けていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法の規定に基づき禁止されております。したがいまして、表示の有無にかかわらず、一般に流通しているものの安全性は担保されております。

12ページは、安全性審査済みの遺伝子組換え食品等の一覧でございます。大豆だと25品種、とうもろこしだと203品種が安全性の審査を終了しているということでございます。

13ページ以降が我が国の表示制度でございます。

14ページに経緯がございます。遺伝子組換え食品の表示の義務が制度として始まりましたのは平成13年4月からとなっております。当初は5農産物と24加工食品群に表示が義務づけられておりましたが、その後、対象が拡大しまして、現在は8農産物と33加工食品群に表示が義務づけられております。

具体的の表示のルールが15ページでございます。大きくIとIIの2つに分けられています。Iが従来のものと組成、栄養価等が同等のものです。要は栄養成分等は変わりませんが、例えば農薬耐性がある、害虫抵抗性があるといったつくりやすさに着目したものでございます。これで見ますと下に矢印もついておりますが、遺伝子組換え農産物を原料とした場

合、あと不分別で入っているかどうかわからない場合、これらの場合は表示の義務がかかります。一方で遺伝子組換え農作物を使っていない場合は、その旨を表示してもしなくてもいいという任意表示となっております。ただし、②にございますように、組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が検出できない加工食品、これは次ページに表がございますが、こういったものは表示の義務がかかっていないとなっております。

Ⅱは、従来のものと組成、栄養価等が著しく異なるもの。例えば高オレイン酸大豆といったものは表示の義務がかかるとなっております。

16ページは、加工食品の中で表示の義務がかかっておるものの一覧でございます。大豆で見ますと1に豆腐、3に納豆、5にみそが入っておりますが、ただ、この中にはしょうゆとか大豆油は入っておりません。これは検出ができないからというのが理由となっております。

17ページは国際比較でございます。日本、韓国、オーストラリア・ニュージーランド、EUとございます。EUとの比較で申しますと、日本もEUも組み換えられたDNAなりタンパク質が検出できるものは表示義務がかかっておりますが、日本ではその右になります。しょうゆ、大豆油等のように組み換えられたDNA、タンパク質が検出できないものは表示義務がかからっておりますが、EUではそういうものにも表示義務がかかっています。あと、その右側に意図せざる混入率というものがございます。これはきちんと注意義務を払っていても、遺伝子組換えでないと言いながら多少のコンタミ、まじりものが生ずるというその許容率でございますが、日本は5%となっているのに対し、EUは0.9%と低いという状況でございます。

一番右側の表示義務の原材料の範囲ということで、加工食品に占める遺伝子組換え対象農産物の割合が日本の場合、上位3位かつ5%以上の場合のみ表示義務がある。したがって、加工食品全体に占める重量割合が著しく少ないもの等は表示義務がかかりませんが、EUではそういう規定がないという状況でございます。

なお、アメリカについて下に注書きをしておりますが、アメリカは昨年7月に遺伝子組換え食品表示法が成立しております。ただ、具体的な表示基準は施行から2年以内に制定になっており、まだ2年到来していませんので詳細等は不明ということでございます。

18ページ以降に参考資料をつけております。

19ページには分別生産流通管理ということで、これは意図せざる混入、5%が許容上限とご説明しましたが、きちんと遺伝子組換えとそうでないものを分ける努力をしていないとだめだということが要件となっております。それについての説明でございます。

20ページはアメリカ、カナダにおける大豆・とうもろこしの流通経路でございます。日本の主要な輸入先国になります。中西部でできまして、それがセントローレンス川、カナダ経由で運ぶもの、あとはミシシッピ川を下ってニューオリンズに輸送して、そこから日本に運ぶもの、いろいろな形態がございます。

21ページは遺伝子組換え農産物の検査技術でございます。今はPCRという方式に従って検

出、分析をするのが一般的でございます。

22ページはスタッツク品種というものでございます。これは複数の遺伝子組換え系統をかけ合わせたもので、要はどうもろこし、大豆の1粒の中に複数の組み換えをしているようなものの御紹介でございます。

以上です。

続きまして、昨年度実施しました3つの調査事業につきまして、簡潔に概要を説明いたします。なお、「EUにおける遺伝子組換え食品の表示及び監視の状況調査」という資料もつけておりますが、これは実際にEUで実地調査を行いました。当課総括補佐の西川より説明いたします。

まず資料3「遺伝子組換えに関する表示対象品目の検証の概要」でございます。これは昨年度、国立医薬品食品衛生研究所、近藤委員の所属する研究所にお願いをして調べた調査結果でございます。先ほど御説明しましたように、大豆で見ますと豆腐、納豆は検出できるということで表示義務がかかっておりますが、しょうゆ、油等につきましては組み換えられたDNAが検出できないという理由で今、表示義務をかけておりません。ただ、こういう整理は制度創設時、平成11年になされたものでございます。その後の後発事象、技術の進歩等で昔は検出できなかったけれども、今は検出できるようになっているのではないかという観点から調査したものでございます。

検証品目はそこにあるとおり、各農産物に由来するいろいろな加工食品を対象に調査いたしました。結果は一番下にございます。とうもろこしからなる加工食品であるコーンフレークにつきましては、5つの商品で調査をしましたところ、いずれもDNAの検出が可能であったということでございます。あと、デキストリン及びデキストリンを原材料とする加工食品というものがございます。デキストリンというのは低分子の炭水化物の総称で、こういったものは幅広くいろいろな加工食品の原材料になっていますが、6商品のうち1商品だけDNAの検出が可能であった。ただし、残りの5つは検出ができなかった。

ちなみに1商品といいますのは乾燥スープということで、デキストリンそのもの、デキストリン単体も6商品の中に幾つか入っておりますが、それらからは検出ができなかったということになっています。その他の商品につきましてはDNAの検出は不可能であったということが結果でございます。

続きまして資料4「遺伝子組換え表示制度に係る分別生産流通管理等の実態調査の概要」でございます。これは昨年、一般財団法人食品産業センターにお願いをして実施した調査でございます。これにつきましては意図せざる混入率が適当かどうかという問題意識で行ったものでございます。先ほど御説明しましたように、日本では遺伝子組換え農産物の商業栽培はされておりません。基本は海外で生産されたものを輸入するという形になっていますが、その意味では日本に入った時点でまじってしまっているというのは、その原因が基本的に海外及び日本に持ってくるまでの輸送の過程にあるのではないかということで、実際に大豆、とうもろこしの主要な輸入先国であるアメリカ、カナダにまいりまして、生

産、流通等の実態をチェックし、調べた結果でございます。

具体的な調査対象先としてアメリカ、カナダということで生産者、カントリーエレベーター、リバーエレベーターはミシシッピ川の流域、エクスポートエレベーターはミシシッピ川の下流になります。あと種子会社等に調査として入っておりまして、幾つか大豆、とうもろこしのサンプルも入手しております。国内では輸入側ということで港湾サイロ8カ所でサンプルを輸入しております。それぞれ国ごとでサンプルが遺伝子組換え大豆、そうでない大豆、遺伝子組換えでないとうもろこし、遺伝子組換えとうもろこし、検体の数は右上に書いてございます。調査結果が右下にございますけれども、遺伝子組換えでない大豆について見たところ、最大で0.3%、最小はゼロ、単純平均0.1%の混入率という結果になっております。5%という基準に比べると大分低い水準になっておるということでございます。

一方、遺伝子組換えでないとうもろこしで見ますと、最大4.1%、最小は検出せずというものがあります。単純平均で見ますと1%ということで、これにつきましては現行のルール、上限が5%というのが適當かどうかを御議論いただく際の1つの材料にしていただければと思っております。

あと、このデータを見ますと例えばGM大豆で最大118%、GMとうもろこしで最大448%となっております。100%を超えている理由につきましては下に注書きをつけておりますけれども、この調査は組換えDNAをそれぞれ定量して合算する、いわゆるスクリーニング検査という方法でやっております。この検査法による場合、先ほど御説明したスタック品種につきましては、1つの粒の組み換えの数が複数になっておれば、ダブルカウント、トリプルカウントで数値が出てくるということでございますので、その意味ではNon-GMとうもろこしの最大4.1%というのは、1,000粒のうちの41粒というわけではありませんで、1粒の中に2カ所組み換えというものをやっておれば、それをダブルカウントしてしまうという結果としてのこの数字でございます。

左下に注書きがございます。本調査に携わった事業者等からは、まずとうもろこしは風媒により交雑しやすい。要はとうもろこしは他家受粉で風で花粉が飛んで受粉しますので、風向きによっては畠の向こう側は遺伝子組換え、こちら側はそうではないとしてもまじってしまう割合が高くなる。また、1粒中に複数の組み換えDNAが存在するスタック品種が多いという点に注意が必要というコメントをいただいております。

資料5は消費者意向調査の概要です。これは昨年から今年にかけまして、約1万名の方を対象にウェブで意向を伺った結果でございます。左に認知度がございます。まず一番上、組換えDNAに関する認知度。これは調査に当たっては組み換えDNA技術はこういうものですというものをまず御説明した上で、知っているかどうかを伺っておりますが、認知度は約7割ということでございます。同様に安全性審査についての認知度も聞いておりますが、約6割が「知っている」「聞いたことがある」となっています。あと、不安感について下にございます。「不安がある」が40.7%、「不安はない」が11.4%、「気にしていない」

「分からぬ」というのが大体半分近くあるという状況でございます。あと「不安がある」「不安はない」と回答した方から、実際にそれを避けているかどうか聞いたのが一番左下でございます。「避けている」という方が41%、「できるだけ避けている」という方が42%、合わせて8割以上が何らかの形で忌避をしているということでございました。

右側は対象品目の認知度でございます。一番上が義務対象品目、先ほど申し上げた8農産物、33加工食品群を知っているかどうかですが、半分程度以上は知っている方が3割ということです。また、DNA等が検出できない品目、これは今、表示義務をかけておりません。そのことについての認知度は知っている方、聞いたことがある方を合わせて約3割でございます。あと、DNA等が検出できない品目を今、義務表示をかけていないことについて表示すべきかどうかというのを聞きましたところ、「表示は不要」という方が12.7%で、「検証できない場合は仕方がない」という方が19.4%なのですが、一方で「表示すべき」と言う方々も27%いるということでございます。

右下が主な原材料についてのアンケートでございます。加工食品の場合、原材料として上位3品目まで、あと、全体の重量比5%以上、この点につきまして拡充すべきという方が約3割でございます。

次のページになります。表示方法について実際に見たことがあるかということでございますが、まず遺伝子組換え表示ということでNon-GMを知っているかどうか聞いたところ、認知度としては約6割の方が知っている。実際に見たことがあるという方が約7割ということでございます。遺伝子組換えでないという、その旨の表示の義務づけについて伺いましたところ、義務づけるべきという方は約2割であったということです。

左下は価格感応性についての調査でございます。「価格が高くても購入したい」とお答えをされた方が約3割弱で、「価格が高ければ購入しない」という方々は3割強ということです。

右上は不分別についての認知度で、不分別という制度を知っている方が約3割、実際に見たことがあるという方も約3割となっています。

右下の混入率でございます。意図せざる混入率5%ということについて、知っている方が約3割弱。この値について聞いたのが一番右下でございまして、「適切」と考えている方が13.5%、「高いが引き下げは不要」という方が7.7%、「引き下げるべき」が16.8%、「低いが引き上げは不要」が6.3%等々ということで、「引き下げるべき」というのは2割弱となっております。

私からは以上でございます。

○西川課長補佐 それでは、資料6のEUの調査結果について御報告させていただきます。

まず資料6の1ページ目を開かれるのと同時に、もう一度、資料2のめぐる情勢の17ページと一緒にごらんいただければと思います。

まず我々はEU調査を今年1月末から2月5日まで行ったのですけれども、なぜまずEU調査を行ったかという経緯から簡単に御説明します。資料2の17ページ「諸外国における遺

伝子組換え食品の表示制度」ということで、日本から韓国、オーストラリア、ニュージーランド、EUと4地域が並んでいますけれども、日本とEUのところを比較していただいたときに、まず2つ大きな違いがある。左から2番目のDNA・タンパク質が検出できないものについて、我が国は対象外となっている。一方、EUは○となっていますから、これも義務表示対象になっているというのがまず1つの大きなポイントになります。

2つ目ですが、隣の欄です。意図せざる混入率が我が国は5%、EUは0.9%となっている。この大きな2つの点、我が国と大きく違う点を持つEUに対して今回、調査を行ったというのが経緯でございます。

それでは、資料6の1ページ目から御説明いたします。もう一度、背景、一番上のところからですけれども、EUについては食品について遺伝子組換え農産物を0.9%以上含むものに表示を義務化しております。

2つ目の点でございますが、欧州委員会保健・食品安全総局、また、ドイツ、フランス及びイタリアの遺伝子組換え食品の規制と監視制度についての調査を実施してまいりました。今のEUは二十数カ国の大所帯でございますので、欧州委員会と主な主要国の加盟国といたしましてドイツ、フランスとイタリアを選んで視察してまいりました。調査日程については今年1月末から2月5日で、調査者は我が課の私も含めて2名でまいりました。

左下のほうですけれども、訪問箇所につきまして欧州委員会の保健・食品安全総局、また、ドイツ連邦食料農業省、ドイツのニーダーザクセン州の農業省。ドイツについては後ほどまた御説明いたしますけれども、食品安全は各州、これは日本で言うと各都道府県をイメージしていただくといいのですが、ドイツには16州ありますが、各州が担当しております、その中でも特にニーダーザクセン州というのは、州自体の住民がかなり食品ですとか農業に携わっている確率が高いということで、この州を選ばせていただきました。それからフランスの経済財務省競争・消費・不正取締総局、最後にイタリア保健省に視察してまいりました。

調査項目ですけれども、遺伝子組換え食品の規制や流通状況または表示の監視の体制、最後にフリー表示というものを各国の運用で行っているところもありましたので、そういったことについて調査してまいりました。

2ページ目ではEUにおける遺伝子組換え対象食品の流通量という整理をいたしました。1つ目の○でございますが、EUにおいて現在、栽培が認められていますのはGMとうもろこし(MON810)という、これはモンサント社がつくっているかなり世界的にも有名な種類ですけれども、こういったMON810のみですけれども、ドイツ、フランス及びイタリアでは国内法により栽培が禁止されています。

2つ目の○ですが、輸入された遺伝子組換え農作物の多くは家畜用の餌に用いられていて、食品としての流通は少ないというようなことをヒアリングで聞いてまいりました。

下ですけれども、EUにおけるとうもろこしと大豆の生産量と貿易量。1つ目の○ですが、とうもろこしについてです。下のグラフを見つつ御説明しますけれども、2012年から2014

年ではEU全体で年間約6,000～7,800万トンを生産している。自給率はほぼ100%に近いというのがとうもろこしの状況です。下のグラフを見ていただきますと、一番上の緑のところですが、生産量がかなり多く、輸入量は余り多くないということになります。

2つ目、大豆ですけれども、大豆についてはとうもろこしとは逆です。2012年から2014年ではEU全体で年間約1,300万トンをEU域外から輸入しており、下のグラフを見ていただきますと生産量は少ないということになります。

3ページ目はEUにおける遺伝子組換え表示とトレーサビリティ規則ということで、EU規則についてこちらも整理していきたいと思っております。

1つ目の○ですけれども、EUではEU規則No. 1829/2003、このEU規則の最後の2003というのが制定年になります。2003年にできた1829号の規則という意味ですけれども、こちらは遺伝子組換え食品及び飼料に関する規則になります。もう一つ、No. 1830/2003は遺伝子組換え食品等の表示、トレーサビリティ規則という、この2つの規則において食品に遺伝子組換え農産物を0.9%以上含む全てのもの、こちらがEUの特にポイントになりますけれども、0.9%以上を含む全てのものに対し、表示及びトレーサビリティを義務化しているということになります。

2つ目の○ですが、EU規則は各加盟国、今、28カ国ございますけれども、個別に国内法令を制定しなくても直接適用されるものだということになります。

それぞれこの2つの規則の詳細を整理していきますけれども、まずEU規則No. 1829は遺伝子組換え食品及び飼料に関する規則になります。

表示対象でございますが、遺伝子組換え農産物を含むものや遺伝子組換え農産物から製造されたもの全てとなります。特にポイントとして我が国とかなり違うところは、EU規則のタイトルでもわかりますとおり飼料も表示対象になります。表示が免除される意図せざる混入率は0.9%未満ということで、先ほど資料2の17ページでも整理したところでございます。罰則について、この規則上は各加盟国は罰則違反の処罰に関する規定を定めることということで、各国の運用に任せているということになります。

2つ目のEU規則になります。こちらNo. 1830のEU規則で、遺伝子組換え食品等の表示、トレーサビリティ規則の規定になります。まずトレーサビリティの要件でございますが、輸入者または生産者から最終消費者に提供されるまでの間の各流通段階において、販売者が購入者に遺伝子組換え農産物を含んでいますということを書面で伝えるという、特にこの書面で伝えるというところがまさにトレーサビリティのコアであるところです。

2つ目の点ですが、事業者は遺伝子組換え農産物を含む遺伝子組換え食品の関連製品の取り扱いに関する記録を5年間保存するという、この5年間保存というところも2つ目のポイントであろうと思います。

最後、監視及び罰則ですが、各加盟国はEUトレーサビリティ規則をしっかりと守るようにということで、各加盟国にサンプルの確認とか検査などをしっかりとやるべしということが書かれております。また、No. 1829の規則と同様、各加盟国は規則違反の処罰に対する規

則をしっかりと国内法で整備すべしということがEU規則で書かれております。

4ページ目、今、私が御説明したNo. 1829の遺伝子組換え食品及び飼料に関する規則を御説明しましたけれども、この制定までの流れを御説明したいと思います。

上のほうの○でございますが、こちら2003年に制定されるときに表示が免除される意図せざる混入率を1%未満から0.9%未満としたということで、また、組み換えDNAを検出できない加工食品も含めた全ての加工食品に、遺伝子組換え表示を義務付けたということがポイントになります。年次別で見て見ますと、まず1998年当時のEUの制度ですが、内容を見ていただきますと、遺伝子組換え大豆ととうもろこしが表示義務の対象となる。ただ、この当時は組み換えDNAやタンパク質が残存しない場合は、表示義務はない。まさに我が国の今の制度と同じであったということになります。

2000年、次の年次に行きまして、この2000年に表示が免除される意図せざる混入率が1%未満となった。

2003年、まさに今のEUの制度ですが、ここで全ての加工食品に表示を義務化された。そして意図せざる混入率が1%未満から0.9%未満となった。ここで引き下げられましたという話になります。

なぜ1%から0.9%に引き下げられたかというところで、我々から欧州委員会保健・食品安全総局の担当官に細かく聞きましたところ、オレンジの一番下の段ですが、意図せざる混入率を0.9%未満とした背景ということで担当官が述べた分には、1%で定量可能な分析のノウハウがあるため、0.9%であっても科学的には対応可能と判断された。欧州委員会側は1%を提案した。ただ、議論において当時遺伝子組換え食品に反対するNGOですとか政治団体からの意見が反映されて、0.9%に下がったということを担当官ベースで聞き取りを行いました。

5ページ目から、加盟国の1つであるドイツの制度になります。今回、ドイツ、イタリア、フランスを視察したという話をしましたけれども、今回は時間の関係でドイツの制度について説明をしたいと思っております。

上の○のところですけれども、ドイツにおいては特にEUの中でも遺伝子組換え食品を避ける消費者が多く、国内でも遺伝子組換え食品の流通は少ない。ドイツの2つ目のポイントですが、ドイツ国内法である遺伝子組換え表示実行法において、自主的な任意表示である遺伝子組換えフリー表示を定めているということがわかりました。真ん中のほうの右の四角、正方形のところです。Ohne Gentechnikと書いてありますけれども、これがドイツ国内での遺伝子組換えフリー表示のマークになっております。我々実際にスーパーに視察に行ったのですけれども、ハムですか牛乳などにもこういう商品が使われていたということになります。

6ページ目、表示の制度は今、御説明しましたが、では実際にドイツではどのような形で表示を監視しているのかという点について、6ページに整理いたしました。

1つ目ですけれども、まず最初に私が申し上げましたとおり、ドイツの遺伝子組換え食

品の表示を初め、食品安全に関しましては州政府が担当していることになります。州政府といいましても16州ドイツにありますけれども、それがばらばらでは困りますので、ドイツの連邦消費者保護・食品安全庁内に設立した16州の遺伝子組換え担当者からなる委員会を設置しまして、そこで違反報告などの情報共有を行ったり、食品の検査法や監視方法の統一化をしっかりと図っているということになります。

下のほうに、緑のところ、手引書に基づく監視方法とありますが、こちらのヒアリングベースで聞いてきましたところ、まず（1）の分析方法について、最終製品において遺伝子組換え農作物が含まれているかどうかについてPCR検査を実施する。しかし、しょうゆなど最終製品から組み換えDNAが検出されないものについては、これは我が国では表示対象外でありますけれども、EUでは表示の対象になっておりますから、そういうものについては原料を分析検査した上で、書類の確認を行うというところがポイントであろうかと思います。

この書類の確認とともに（2）として農場監視と書類検査をしている。遺伝子組換え農産物の混入の可能性を確認するために、このチェックリストをドイツ政府が用意して、これに基づいて各州政府が実際に農家を回って遺伝子組換え農作物の取り扱い状況等を目でしっかりと確認するということで、農場監視もしっかりとこういった手引に基づいてやっていることがわかりました。

7ページ目については、ドイツ国内における遺伝子組換え大豆やとうもろこしの分析検査結果ということですけれども、こちらは2011年から2013年までの3年間で6,000件以上の検体を検査したところ、遺伝子組換え農産物の混入率が0.9%以上であったものは0.3%だけであった。20検体しかなかったということになります。棒グラフがありますけれども、本当に一番右のオレンジの部分だけです。余りにも少なくて見えにくいのですが、そのぐらいかすかな陽性のものがありましたというぐらいなので、まさに流通が少ないことがこの数字からも言えると思います。

8ページ、9ページはイタリア、フランスの話ですので、時間の関係で今回飛ばさせていただきます。

11ページ目、調査結果のまとめということで今回、EUに行った我々の最後の表示のまとめですけれども、まず1つ目の○ですが、本調査において訪問した国、ドイツ、フランス、イタリア、欧州委員会の保健・食品安全総局でございますが、監視体制はそれぞれ異なるものの、遺伝子組換え表示の監視をサンプル分析、これはPCRでやる。プラス書類確認によりダブルチェックで実施していた。特に我々が知りたいなと思っていた最終製品から組み換えられたDNAが検出できない油などの加工食品についてですけれども、こちらも書類確認と補完的に原料のサンプル分析を行うということで、彼ら担当官は効果的な監視はしっかりとできていると自信を持って言っておりました。

2つ目の○です。遺伝子組換えフリー表示については、ドイツ及びフランスでは国内法を定めて運用しており、今回、ドイツのマークを紹介いたしましたけれども、イタリアで

は法律はないということで、28カ国の加盟国それぞれ運用をしていることもわかりました。

実際に統一したEU規則になるには欧州委員会で採択されるものですから、欧州委員会では過去、ドイツ等がやっています遺伝子組換えフリー表示に関する統一的な規則の必要性について一時期議論されたこともあったという話を聞きました。ただ、反対の国もかなりあったということで統一的なEU規則としてEU全てに統一的な規則の制定は困難だったということを欧州委員会の担当官は申しておりました。

また、遺伝子組換えフリー表示はあくまでドイツもフランスも任意で自主的にやるものですから、これを義務付けている訳ではありませんし、EUで他に義務化している国はないということがポイントでございます。下の表は今まで御説明してきたことの整理でございますので、EUの調査についてはこちらで説明を終わらせていただきます。

○赤崎課長 済みません、1点説明をつけ加えさせていただきます。

今後の検討会のスケジュールについてでございます。まず本検討会では実態を踏まえた検討を行うことになっておりますので、次回から数回にわたりまして委員が所属されておられる団体以外の消費者団体等や国内事業者からのヒアリングを行いたいと考えております。その後、論点を整理し、秋ごろより御議論を深めていただいて、今年度末を目途に取りまとめを行っていただければと思っております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございました。

今、事務局から遺伝子組換え食品の表示制度にかかる周辺事情のほか、調査結果についての説明がありました。さらに、この検討会のスケジュールにつきまして赤崎課長さんから、2回目以降は議論に必要な材料集めのためのヒアリングを行うという提案がございました。

このヒアリングにつきまして私からの提案ですが、消費者団体などから1回、国内事業者につきましては例えば製造業の方あるいはプライベートブランド商品を開発されている小売業の方、農産物の流通を担っておられる商社の方々など、さまざまな業態の方から御意見をお伺いしたいと思いますので、2回に分けて実施したいと考えております。消費者団体、製造流通業者2回、都合3回ということになります。

各回とも意見開陳の後に委員の皆様との意見交換の時間を設けたいと考えておりますので、それぞれ4~5名程度の方に来ていただくことでどうかと考えております。

ここまで説明あるいは提案につきまして、御不明な点や御質問、御意見などを委員の皆様からいただきたいと思います。今回は初めての会合ですので、お一人ずつの自己紹介もあわせてお願いしたいと思います。会議時間の都合もありますので、1人5分程度ということで委員名簿の順番に今村委員から自己紹介、それから、質問、御意見等の発言をお願いしたいと思います。

マイクから口が離れてしましますので、そのまま着席して発言いただくようにお願いします。

○今村委員 奈良医大の今村でございます。

最初に来ると思っていなかったので余り心構えができていませんが、私は今、奈良医科大学で公衆衛生を担当しております、その中で食品の安全などの分野を幅広く担当して、教育研究させていただいております。

この遺伝子組換え食品の表示に関して言えば、私は昔、厚生労働省で働いておりまして、平成11年当時から14年当時、この制度ができた当時の担当者でございまして、当時JAS法に原材料表示が導入されると同時に、食品衛生法でも遺伝子組換え表示並びに当時ですとアレルギー表示の導入が行われまして、その検討一般を行ってきております。

特に当時最も問題になりましたのは検知法の開発でして、検知法に関しましては当時の食総研と今の国衛研と、検知法をどうつくるかということを随分検討させていただきまして、その問題点の整理や実際の制度の運用上の問題点について検討しておりました。その後は私は行政から外れましたので、ずっと学識のほうで15年ぐらいやっておりまして、ここ4～5年は特に食品の話題が多く出てくることになりました、最近ですと食品防御の分野で、悪意を持って食品に毒物を入れるような場合にどう対応するかという非常に対応が難しい問題について研究をしております。昨年から消費者委員会の表示の委員会にも入れていただきまして、今の表示の議論に参加させていただいております。

昔、この遺伝子組換え食品の表示ができた当時は、ちょうど国際的にもコーデックスの委員会で安全性の基準がつくられた当時でございます。そのコーデックスの事務局も日本の特に厚生省が担当しておりましたので、その事務局をやってきた経緯もございます。当時はコーデックスのCCFLでも遺伝子組換えの食品の表示が随分議論されまして、そのフォローなどもさせていただいております。当時のヨーロッパの担当者の考え方は日本の考え方と非常に似ていて、今の御説明の中でも日本の制度とヨーロッパの制度が似ていたのは、当時、世界的に制度をつくろうとした流れとしては、2000年から2003年の当時の考え方でつくれたと思っております。その後だんだんEUは厳しくなってきておりまして、個人的に担当者と交流がありましたので、担当者の方々はかなり苦しんでいたようにお見受けいたします。あとはまた議論の中で御説明できればと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、江口委員、お願ひします。

○江口委員 日本スーパーマーケット協会の江口です。

実は私どもの協会は、食品を主体としたスーパーマーケットが集まった全国団体でございます。この団体ができたのは平成11年なのですが、実はそのときにちょうどJAS法が全面的に改正されることを受けて、我々食品を特に扱う団体としてさまざまな意見を言うべきということで、このような団体がつくられたという経緯が実はございました。

そういう中で、それまで全てではなかったものが全ての食料品に表示が義務づけられ、その1つとして遺伝子組換えという話も出てきて、我々は消費者と接点を持っているわけ

ですけれども、消費者に対して遺伝子組換えというものをどう説明をしたらいいのかということで、かなり議論したことを今でも覚えております。

そういう中で当時は遺伝子組換え食品というものが一体どういうものかよくわからないという、この不安の中で皆さん議論をして、結果として結論はちゃんと出せるものではなかったのですが、この遺伝子組換えというものについての表示を当時はそういうことで義務づけられて、我々もよくわからないという不安感の中で、そういうことに対応してきたわけなのですが、その導入がされて先ほど紙を見たら15年ぐらいたっているということです、当時の単なる不安感だけをベースとした議論ではなく、15年間の経験を踏まえてこれからは冷静な議論ができるのかなと思っております。

そういう意味では、この遺伝子組換え食品がまずは安全であるということが担保されているということで、私は今までずっと利用されてきているのだろうということを思っておりますので、そういうところをまず確認したいなと思っておりますし、安全性が確保されていることを前提に、さまざまな議論をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、神林委員、お願いします。

○神林委員 全農の神林と申します。私の担当している部門の名前が長くて大変恐縮なのですが、食品の品質表示、特に表示の関係、それから、全農グループ全体のコンプライアンスを担当しております。

これまでの私の全農での経歴は、農家の組合員の生活を支援するという仕事が長くその後、青果物の販売を担当しておりました。

今回のこのテーマに関してなのですが、私ども全農グループは「生産者と消費者を安心で結ぶ」ということを経営理念として掲げ、その安心の1つのやり方として安全で新鮮な国産の農畜産物を消費者にお届けする。こういったことを使命としてやってございます。ただ、どうしても国内で十分に供給できない穀物等については、全農自らがグループ会社と一緒にになって輸入をしているという実態がございます。その中ではIPハンドリングも実際にやっているところです。

特に今回のテーマにつきましては、非常に難しいテーマだと思ってございます。多方面からの皆様の御意見をお伺いさせていただいて、勉強させていただきながらじっくりと議論に参加させていただければと思ってございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○湯川座長 ありがとうございました。

では近藤委員、お願いします。

○近藤委員 国立医薬品食品衛生研究所の近藤といいます。

我々のところでは遺伝子組換え食品の検査法の開発を主に行っております。遺伝子組換え食品の検査法といいましても2種類あります、我々のところでやっているのは安全性が確認されていない、いわゆる未承認と言われるもの組換え食品を水際で検査するため

の検査法。もう一つは、今回の対象であります安全性が確認された承認済みの組換え食品に対して、意図せざる混入率が5%という基準がありますので、それを確認するための定量的な検査法をつくっているところでございます。

現在は承認済みの組換え作物の流通系統は非常にスタックが多くて、検査制度自体も非常に複雑になっておりまして、なかなか正確に定量することが難しい状況にあるわけですけれども、遺伝子組換え食品、今回の表示の検討会については、遺伝子組換え食品という表示自体が悪いものという誤った理解が横行しているように思うのですが、あくまでも今回の表示対象の表示の検討は安全性を承認済みのものであって、それに対してどう表示するかということですので、最終的にこの検討会の場で消費者あるいは我々のような監視する側、行政側、事業者が納得して実行可能な範囲で議論されることが一番いいのではないかと思います。特に我々の検査をつくっている立場から言いますと、意図せざる混入率の基準を引き下げるこの影響はかなり大きいということもありますので、検査の立場から言わせていただくと、その議論は慎重にやっていただきたいと考えております。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、澤木委員、お願いします。

○澤木委員 全国消費生活相談員協会の澤木と申します。

私は消費生活センターで相談員をやっております。直接、消費者からの苦情や問い合わせなどを受けています。食品に関しては健康食品などの相談がとても多いのですけれども、原料原産地に関することも結構あるのですが、遺伝子組換えに関してはそれほどないという状況だと思います。その理由として考えられることとしては、大豆を例にとると市販されている豆腐の表示を見ますと、遺伝子組換えでないと書かれた任意の表示がとてもよく目にしますけれども、「遺伝子組換え」「遺伝子組換え不分別」と表示されたものはほとんど目にすることが少なく、遺伝子組換え作物が使われていないと消費者の方は思っているのではないかと思います。

消費者対象によく遺伝子組換えの講座などもやるのですけれども、今回、消費者庁でもバイテク情報普及会のホームページから参考にされているデータがありますが、2015年の大豆自給率は7%、それ以外はアメリカ、ブラジル、カナダからかなり輸入をしているというデータが出ております。組換え率の推定比率もバイテク情報普及会のホームページでは約92%が既に日本に入っているということになっておりますが、皆さんその話をするととても驚かれます。

表示についてのアンケート資料5で表示義務対象30品目の認知度が3割、DNAが検出されないものの表示が不要であるということの認知度が3割と、やはり皆様にとって余り知られていないことではないかと思いますので、消費者にとって既に多く組換え作物が輸入されている、少なくとも実際に使われていることは知らせるべきではないかと思っております。

これからも消費者目線での意見を述べていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 ありがとうございました。

では武石委員。武石委員からは資料も提出されていましたね。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。当センターは食品製造メーカー、各種いろいろなメーカーさんがいるのですが、業種横断的に参加していただいて、なつかつ中小企業の食品企業の方も業界団体を通じて参加していただくということで、いろいろな製造事業者のニーズに基づきまして、最近で言いますと原料原産地表示を始めとした表示制度についての業界内の情報交換なり課題提供、それから、取引慣行といいまして不公正な取引があるかどうかといったことについての調査なり課題提供。最近ではHACCPの導入に関しましてまた厚労省さんのほうで動きがございましたので、そういうものについての業界内の意見取りまとめなり要望といったことをやっております。

今回、私のほうから紙を用意させていただきました。それだけこの問題に関して食品事業者にとっては大きな課題だと受けとめていただけたらと思います。

提出資料で「遺伝子組換え表示制度に関する検討に当たっての視点について」というペーパーを出させていただきました。3点書いてございます。

1点目は、「遺伝子組換え表示」は「食の安全」にかかわらない制度であるということでございます。先ほど来、委員の方から意見も相次いでおりますが、遺伝子組換え食品につきましては、安全性について食品安全委員会の意見を聞き、厚生労働省が総合的に審査し、安全性に問題のないもののみが製造・輸入・販売される仕組みとなっております。こうした安全性審査を受けた大豆、とうもろこしなどを原材料とする加工食品についての表示ルールが遺伝子組換え表示制度であって、食の安全とは関係ないと考えております。

消費者の方にとって不安全感はある程度あることは事実ですが、これは安全性の問題ではなくて、遺伝子組換え食品の安全性についての情報や理解が十分でないことに原因があるのではないかと考えられますので、例えば行政を中心とする消費者の方々とのリスクコミュニケーションによって理解促進といったことが必要ではないかと考えております。

遺伝子組換え表示につきましては、安全性にかかわるものではなく、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資する情報の1つとして、消費者ニーズと事業者のコストや実行可能性を比較考慮して、科学的かつ慎重に検討すべきと考えております。

もう少し追加しますと、最近よく食の安全安心という言葉が一緒に使われているのですが、食の安全といった場合には科学的な基準に基づいて担保されたものが、その食の安全でございまして、それを実直に守って食品製造を続けることによって、消費者の信頼を確保することが食の安心ではないかと考えております。そういうことで、この安心安全といったことを一緒になって使って、いかにも不安と混同した議論に陥ることは避けるべきではないかと思っています。

もう一つ、2番目としまして現在の制度は十分機能していると見られるので、まずは検

証をということでございます。現在の制度は導入から約15年が経過し、消費者の方にも定着しており、事業者のお客様相談での問い合わせも少ない状況にございます。IPハンドリングを含めた現在の遺伝子組換え表示制度については、当センターの現地調査の結果から見ても十分に機能していると考えられます。まずはIPハンドリングを始めとする現行の遺伝子組換え表示制度の検証を丁寧に行い、課題があるかどうかを整理すべきと考えます。課題の抽出に当たっては、消費者の方の現行制度に関する問題意識がどこにあるのかを慎重に検討し、あわせてIPハンドリングの制度を見直す際には、生産・流通の現場や製品コストにどれぐらい影響するかをきちんと捉えて議論する必要があると考えております。

結論ありきの制度改正により生じた負担を事業者に一方的に負担させることは、企業体質を脆弱化させることにもなりますし、規制緩和が求められる中で原料原産地表示に続く過度の規制強化になりかねないと懸念します。

3番目でございます。頻繁な表示制度の大きな変更は企業に大きな負担となります。平成27年4月から食品表示法の制定に伴う新たな表示制度が始まりました。ただし、その後、製造所固有記号の見直しが継続して行われ、翌年の28年4月から新しい製造所固有記号制度がデータベース化という形で適用になりました。さらに同時に、28年1月からは検討会が開始されました加工食品の原料原産地表示については現在、食品表示基準の改正案のパブリックコメントが終了し、今後、消費者委員会の食品表示部会での議論を経て、この夏にも新制度が発足すると聞いております。

このように新法施行後、毎年のように行われる制度改正に中小事業者を初めとする食品事業者は混乱しており、包材の切り替えの手間、システム変更等の技術的問題もあり、新しい表示制度への移行はおくれている状況にあります。加えて今回の遺伝子組換え表示制度の議論が開始されることにより、事業者の新しい表示制度の移行がさらに遅れることになるとともに、中小事業者にとっては度重なる制度の変更は表示ミスの増加やコスト増という大きな負担となり、経営の悪化による存続問題にもつながりかねませんということで、かなり多くの事業者が懸念しているということを意見として申し述べておきたいと思います。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、立川委員、お願いします。

○立川委員 改めまして、名古屋大学の立川と申します。

3月まで茨城大学において、この4月から名古屋大学に移りました。さらにその前は農林水産政策研究所というところで遺伝子組換え作物の生産流通あるいは規制についての調査研究を行っております。

私は遺伝子組換え表示の決定がなされた1999年の8月以降、この問題に対して関心を持ちまして、遺伝子組換え表示が導入されたことによってどのように穀物流通が変化するのかということについて調査研究をいたしました。その結果を博士論文にまとめ、書籍とし

て出版されておりますが、その中でIPハンドリングシステムの導入がどのようにアメリカの生産者から日本の消費者に至るフードシステム全体に大きな影響を与えたのかということを説明しております。

今回、改めて表示制度が議論されるということですので、この博士論文を通じて得られた知見として、2000年から2001年ごろにどのようなことが起こったのかということを、私の知見の限りですが整理させていただきますと、次のようになります。第1は、当初予想していなかったことが起きたということです。日本の表示制度は消費者に選択する権利を与える、消費者に選択する機会を提供するということで導入されました。これは安全性の問題ではなくて、消費者の知る権利を担保するということで導入されたのですが、結果的に99年8月に義務表示が決定された後に、メーカーや商社の方が義務表示の対象品目に関しては非組換え、Non-GMを調達し、他方、義務表示の対象ではないもの、例えば油ですか餅に関してはGMをそのまま使い続けるということになりました。義務表示の対象の品目は表示されず、そもそも表示対象ではないものに関してはGMを使っていても表示がないということですので、消費者の選択の機会は結果的に与えられなかったといいますか、消費者の選択の機会が行使されることなく、今日に至っております。結果的に消費者の方がご覧になっておられるのは、例えば「遺伝子組換えは使用していません」という任意の不使用表示のみが流通しているということで、結果的にこれは消費者にとって遺伝子組換え食品というのは使わないほうがいいものというメッセージを発したということになってしまいました。これは当初の制度設計の中では意図していなかった、意図せざる結果が起こったということですので、こういったことを今後どう検討会の中で考えていくのかということについて、いろいろ知恵を出していく必要があるかなと思いました。

また、このIPハンドリングのシステムというものは分別流通のコストが発生するのですが、私が調査した範囲内では、こういった分別流通のコストは最終的に商品のコストには転嫁されておりません。当時はデフレ経済ということで商品価格もむしろ低下するという方向になっておりましたので、分別流通コストは中間事業者が吸収しているということでした。こうしたことには恐らく業界内での価格交渉力の違いが影響しているのではないかと思います。

また当時から現在に至るまでのアメリカとかカナダの生産者の大きな変化としましては、GMがほとんど一般化したという点があります。昔は3割、4割ぐらいしかなかったものが今は90%を超えるということですので、以前は簡単に非遺伝子組換えのものが調達できたものが、今は非遺伝子組換えのものを探すということ自体がすごく大変になってきているといえます。そのため調達コストがすごく高くなっていることが、ある意味では事業者の方の負担にもなっているということです。ですからこの表示制度というのは、いま申し上げたように、さまざま見えないところでいろいろな方々に影響を及ぼすものということがいえます。今回こういった機会が改めて設けられましたので、さまざまな方々の意見を集約しながらフィージビリティー、実行可能性も考慮しながら検討を進めていく必要があ

ると思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございました。

夏目委員、お願いします。

○夏目委員 全国地域婦人団体連絡協議会の夏目でございます。私どもの団体は、全ての県に組織を持つ女性が中心になっている地域活動団体でございます。したがいまして、私どもの会員は農業生産をしている者、種苗販売、流通事業者、そしてさらには最終製品の販売者等、さまざまな場面でその役割を担っている会員が集まっていると思っております。区分としましては、私は消費者団体というような意味合いでここに出席させていただいているかもしれませんけれども、もう少し踏み込んでさまざまな要するにフードチェーンの端から端までにかかわっている会員を持っている団体として、一歩進んでさまざまな場面の当事者としてかかわらせていただきたいと思っております。

今まで各委員がそれぞれお話をされてきたわけです。表示が安全を担保するものではないということをいつもこういう議論の場でおっしゃられますけれども、本当に消費者はそのように思っているかというと、そこは非常に難しいことであって、表示がされているということは品質保証がされているのだし、安全が保証されているのだと受けとめている消費者はとても多いと思います。ですからその辺をきちんと消費者が理解する。安全はあくまでも科学的な知見に裏づけられたものであるということのもとに、それでもって最終的には表示にかかわりを持っていくと思っております。

今回のこの検討会ですけれども、当初この表示制度が義務化されましたときから15年が経過しております、さまざまな状況が大きく変化しているということだろうと思います。大豆やとうもろこし等に代表されます輸入作物でございますけれども、今はきょうの資料2でもございましたように90%以上がGM栽培、遺伝子組換え作物であるという現状は15年前には考えられなかつたわけでございますから、そういう実際に生産割合の大きな変化、もちろんその間には検証するためのさまざまな検査方法の進展、そして流通事業者の御努力等も含めまして、社会的な背景が変化しているということをもう一度考えながら、15年前につくられた表示制度でよいかどうかということを検討するというのはとても意味があるのではないかと思っております。

今回の消費者意向調査にも出てきておりますけれども、表示されているもの、それから、表示しなくてもよいという制度が非常にわかりにくく、誤解を生んでいるのではないかと思っています。今の制度では、ほとんどの遺伝子組換え食品は表示の対象外となっておりますので、本当に食品に混入しているかどうかということを十分な知識を持っている消費者でさえも、もしかしたら自分はNon-GMだけ食べている。逆にGMはとっていない、食べていないというふうに思い違いをしているところもあるのではないかと思えるほどでございます。そういう意味では制度がつくられました15年前とは明らかに違っているので、その表示義務対象品目の拡大とか購入割合が今までいいのかどうかということも今後、御

議論をいただければと思っております。

もう一つ、消費者意向調査から非常に率直に感じましたことは、消費者にとりまして遺伝子組換え表示制度というものが十分に浸透していないのではないかと思えてなりません。我が国の食料自給率はカロリーベースで39%でございますから、海外に原材料を依存する状況、多く輸入に頼っているという現状がありますので、なおさら遺伝子組換え作物の作付割合が多くなっているという現状の中では、消費者もきちんとGMかNon-GMかということを表示から判断して、その上で選択をしていくことが必要ではないかと思うわけでございます。

なかなか事業者の方にとりましては表示を拡大するとか、混入率を下げるというのは難しい課題もおありになろうかと思いますけれども、消費者が正しい商品選択ができる食品表示制度であってほしいと思いますので、今回の検討会の議論も前向きに検討していただければということと同時に、消費者自身もみずからが遺伝子組換え表示制度について学ぶ必要がありますし、そういう学ぶ機会をぜひ行政側としても提供していっていただきたいと思っております。

個人的には非常にゲノム編集に关心を持っておりまして、特に主食の米にかかわってまいりますので、この場で議論するのが正しいかどうかはわかりませんけれども、関心を持っているということだけをつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松岡委員、お願いします。

○松岡委員 今村委員がこの遺伝子組換え作物とか食品が出だしたころのお話をされて、私も懐かしく思います。当時は作物のほうもかなり議論になりました、環境問題だとか、種の変化とか、そういうものも私たち消費者団体は非常に関心を持ちました。いろいろな方の御意見も聞きましたし、実際に農水の試験場へ見学に行ったり、アメリカ大使館の人と議論をしたり、外国の消費者団体の人との意見交換もしましたし、随分消費者団体としては当時勉強をしました。それは作物を日本で作付けするということも想定して議論していました。

今、加工食品としてという形になると思いますが、依然として遺伝子組換え食品のことは大きな課題だと思っておりますが、確かに皆さんおっしゃったように、ある意味、沈静化して消費者の関心が今、薄れているというのは事実だと思います。ただ、時々お豆腐とか納豆とかおしょうゆもそうなのですけれども、消費量の多いものに遺伝子組換えでないという表示のあるものがほとんどなのです。ですからこんなに大量消費をしているものが本当に全部遺伝子組換えでない原料でつくられているのかというのに対しては、非常に疑問を持っている人たちがたくさんおります。そういうものもいろいろな形での検証をしていただきたいという気がいたします。

今回、幾つかデータをとってはいただいているけれども、本当に私たちが毎日のよう

に食べているものが表示どおりになっているのかどうかということの確認が、もう少しこの検討会の過程の中で行っていただきたいと思います。確かに食料というものが日本で自給できないものが大豆だとか、小麦だとか、いろいろなものにありますけれども、そういうものが世界的な流れとして遺伝子組換えの技術によって生産されていくことを無視していくこともできませんし、それに対して日本がどういうスタンスをとっていいのかということも大きな問題ではないかと思います。そういう事実、現実というのも示していただきたいということと、実際の検証する技術というものがこの15年前よりどのぐらい進んできているのか。一部、実験結果が出ていますけれども、そういう科学的な検証の技術の進歩だとか、流通がどのように複雑になっているのか。流通がどういう形になって変化してきているのかということも示していただければありがたいなと思っております。

私ども日本消費者協会というのは、消費者向けの情報提供と人材育成をしておりますけれども、そのほかにも各地域に消費者協会というものがありまして、そことのコミュニケーションもしております。その中には北海道のような産地のところもありますので、そういうところの考え方も非常に微妙なものがあります。広く消費者という観点だけではなく、その地域ということも考えて意見が出てくると思いますので、そういうことも御紹介していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 皆さんどうもありがとうございました。

何人かの委員の皆様から、検討の進め方についてのお考え、対象品目の拡大に興味を持っている、あるいは意図せざる混入率といったところ、委員によっては慎重に、あるいは技術の進歩を背景にというふうな考え方をいただいたのですけれども、全般として見ますと自己紹介というところを私が強調し過ぎたせいもあって、かなり丁寧な自己紹介をしていただき、その分、御意見、御質問に時間がとれなくなってしまったようです。申し訳ありません。まだ時間には若干余裕がありますので、今後の議論の進め方についての御意見、どういった項目を議論すべきなのか、あるいはこれまでの説明への質問も含めまして議論できればと思っております。どなたからでも結構ですので、御意見、御質問等ありましたらお願ひします。

○今村委員 議論の際にぜひ考えてもらいたいのは、検知の方法についてよく考えてもらいたいと思うのです。実際に今までこの議論を私は当事者としてかかわっていたときもありますし、全て賛否両論ある話なのです。どこまで検証できるかというところが最終的には非常に重要になってきて、先ほどの結果の中でも遺伝子そのものを検知できるかということが論点として出ていますし、では遺伝子が検知できるということはどういうことですかということが恐らく共通の認識がされていないと思うのです。定性試験で検知されるのと、定量試験で何%に検知するのかという話は全く別の問題ですから、そういう検知という考え方をぜひ議論の中に含められて、検知の中には実際に検体を検査する話と、検体をとってくるサンプリングという段階があって、例えば0.1%や0.9%というものを検知しようと思ったら、1,000個とてこないと0.9%かどうかというのはわからないわけです。で

すからそういうサンプリングという段階と、サンプリングされたものを抽出できるように検体処理をしていくのですけれども、その検体処理の段階と、その先の検査の流れの話とかありますので、それをよく理解してもらわないと検査精度という話にならないと思うのです。恐らく議論としては、どれだけ検査精度が出るかということが最も重要になるのではないかと思いますので、その辺のところはぜひ踏み込んで議論してもらいたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○武石委員 意見の3番目ともかかわるのですが、現実の話として今回、遺伝子組換えということで新たな視点から表示制度を検討するのですが、かなり今の表示自体が一元化検討会でも指摘されていますように、表示の情報が詰まり過ぎている。当時、既にそういう認識のもとで、むしろ表示を簡素化してポイント数も大きくして、高齢者の方でも見やすくするといったような視点があったはずなのに、この間の原料原産地表示に続き今回また遺伝子組換え表示も場合によっては拡大ということも検討されることになると、この遺伝子組換えだけについて議論するのではなくて、表示全体の中で遺伝子組換えというものをどうやって表示していくかということも、事業者の立場からするとかなり現実的な課題です。そういう全体の表示のあり方みたいなものについてもいま一度、一元化検討会の議論を踏まえながら遺伝子組換えを食の安全にかかわるものではないとすると、どういう優先順位の位置づけで議論するのかということも含め、しっかり整理していただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

皆さんの御意見、御要望をお伺いしますと、先ほど申し上げましたとおり表示の対象品目についての御意見、御关心があったと思います。それから、意図せざる混入率について。これも両論ありました。見直しについては慎重にという意見もあれば、見直しを考えていいくべきではないかという意見があったと思います。今村委員からは、検知の技術精度についても議論していくべきではないか。こういったところが主な検討項目、主要な論点になるのではないかと思いますが、その点はまた改めて事務局と調整しながら進めていきたいと思います。

それから、今後の検討会のスケジュールなのですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、次回からヒアリングを実施したいと思います。消費者、製造流通の方々、大体3回ぐらい、1回につき4~5名という事務局の説明がありましたが、そういった形で進めていってよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、次回以降のヒアリングでお招きする消費者団体あるいは事業者の方々の人選

につきましては、座長に一任いただきてよろしゅうござりますでしょうか。事務局と相談をして進めさせていただきます。ありがとうございます。

本日は皆様の顔合わせ、それから、今後、本検討会で議論を進めていく上で、遺伝子組換え食品の表示に関する現状やスケジュールを皆様と共有することが一番の目的でございました。もしほかに御意見がないようでしたら本日の議論はこれで終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、川口次長、よろしくお願ひします。

○川口次長 第1回の検討会ということで、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。本日は1回目でございますので、今後検討を進めていただくに際しましての基本的なお考えにつきまして、貴重な御意見を多数いただきましたこと御礼申し上げます。

遺伝子組換え表示制度ができて15年ということでございますが、制度をつくったときの御議論あるいはその後の経過、その中で検証すべき論点など、さまざまな論点を御指摘いただきました。事務局におきまして座長の御指示のもと、整理をさせていただきまして、今後の検討に資するよう資料を用意していきたいと思います。

また、次回以降、まずはヒアリングということで消費者団体の方からいろいろ御要望あるいは事業者の方々から製造、流通の皆様につきまして実態についてお伺いするということにしていただきましたので、これにつきましてもどういう団体からいつお聞きするかというような点につきまして、しっかりと実りある意見交換につながるよう準備を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、この制度が一層良いものとなるよう、次回以降の検討におきましても活発な御議論をお願い申し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

○湯川座長 吉井審議官からは特によろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次回の日程につきまして事務局からお願ひします。

○赤崎課長 次回は6月20日火曜日、13時30分から、場所は中央合同庁舎4号館で予定をしております。ヒアリングを行う消費者団体等につきましては、後日、改めて御連絡をさせていただきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございました。

次回の会場はここではなくて、中央合同庁舎、霞が関のほうになります。

以上で本日の議事は終了いたしましたので、検討会を閉会させていただきます。皆さんどうも御協力ありがとうございました。